

道路位置指定申請の手引き

平成 29 年 3 月

改正 平成 30 年 9 月

改正 平成 31 年 1 月

改正 令和元年 6 月

改正 令和元年 10 月

改正 令和 2 年 4 月

改正 令和 3 年 4 月

京都府建設交通部建築指導課

目 次

第1章 道路の位置の指定.....	- 2 -
1 道路の位置の指定とは.....	- 2 -
2 事前協議.....	- 2 -
3 申請手続き	- 5 -
4 施工及び工事完了報告.....	- 9 -
5 申請フロー図.....	- 10 -
第2章 道路位置指定の変更又は取消し.....	- 11 -
1 変更申請等手続き	- 11 -
2 取消し申請手続き	- 12 -
3 変更及び取消しに係る申請フロー図.....	- 13 -
第3章 技術基準.....	- 14 -
1 他の道路への接続（令第144条の4第1項第1号）	- 14 -
2 隅 切（令第144条の4第1項第2号）	- 16 -
3 舗 装（令第144条の4第1項第3号）	- 17 -
4 勾 配（令第144条の4第1項第4号）	- 17 -
5 側溝及び街渠（令第144条の4第1項第5号）	- 18 -
第4章 関係法令.....	- 19 -
第5章 申請関係様式.....	- 24 -

※ この手引きにおいて、

「法」とは建築基準法（昭和25年法律第201号）、

「令」とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、

「省令」とは建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）、

「細則」とは建築基準法施行細則（昭和36年京都府規則第27号）

をいいます。

まえがき

市街地における道路は、建築物との関係において、単なる通行の場に留まらず、建築物の利用、災害時の避難路、消防活動の場、建築物等の日照、採光、通風等の確保など安全で良好な環境の市街地を形成する上で、極めて重要な機能を果たしています。

この手引きは、法第42条第1項5号の規定による道路の位置の指定に関して、申請要領及び技術基準の取扱いを定めることにより、適正かつ円滑な事務手続きを図るとともに、良好な市街地の形成に資することを目的とします。

第1章 道路の位置の指定

1 道路の位置の指定とは

都市計画区域内及び準都市計画区域内では、建築物の敷地は、法第42条に定義される道路に2m以上接していなければなりません（法第43条第1項、接道義務）。

しかし、建築物の新築や敷地の分割により土地を建築物の敷地として利用しようとする際、法上の道路が周囲に存在せず、接道義務を満足できない場合があります。このようなとき、一定の基準に適合する道を築造し、知事からその位置の指定を受けて当該道を法上の道路とすることにより、建築物の敷地として利用することができるようになります。これが、法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（以下「道路位置指定」という。）です。

なお、新規に道を築造する場合に限らず、既存の道であって一定の基準を満たすものであれば、同様に道路位置指定を受けることができます。

2 事前協議

道路位置指定の申請（変更又は取消しの申請を含む。）をしようとするときは、所管の土木事務所で事前協議を行ってください。

(1) 事前協議窓口一覧

申請地	窓口	連絡先
向日市、長岡京市、大山崎町	乙訓土木事務所 建築住宅課	向日市上植野町馬立 8 TEL 075-931-2478
城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町	山城北土木事務所 建築住宅課	京田辺市田辺明田 1 TEL 0774-62-2246
木津川市、精華町	山城南土木事務所 建築住宅課	木津川市木津上戸 18-1 TEL 0774-72-9521
亀岡市、南丹市、京丹波町	南丹土木事務所 建築住宅課	南丹市園部町小山東町藤ノ木 21 TEL 0771-62-0364
舞鶴市、綾部市	中丹東土木事務所 建築住宅課	綾部市川糸町丁畠 10 ノ 2 TEL 0773-42-8785

福知山市	中丹西土木事務所 建築住宅課	福知山市篠尾新町一丁目 91 番地 TEL 0773-22-5144
宮津市、京丹後市、与謝野町	丹後土木事務所 建築住宅課	宮津市字吉原 2586-2 TEL 0772-22-2703

(2) 事前協議の主な内容

ア 関係法令への適合性

1) 都市計画法

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定による開発許可の対象となる場合、道路位置指定ではなく開発許可において道路を計画することとなります。したがって、道路位置指定を受けて土地利用を図ることのできる区域は、開発許可の対象とならない面積の土地（市街化区域内又は非線引き都市計画区域内^(注1)で開発区域の面積が下表に掲げる数値未満の土地）に限られます。

◇ 都市計画法に基づく開発許可の対象とならない面積

区域区分等	申請地	開発区域の面積
市街化区域	亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、精華町	500 m ² 未満
	福知山市、舞鶴市	1,000 m ² 未満
非線引き 都市計画区域	福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、宇治田原町、京丹波町、与謝野町	3,000 m ² 未満

^(注1) 市街化調整区域内であっても、既存の道で開発行為を伴わない等、開発許可を要しない計画であれば、道路位置指定を受けられる場合があります。

2) 建築基準法

道路位置指定を受けた場合、法上の道路が新たに形成されることとなるため、既存の建築物又はその敷地と当該道路との関係性において、法の規定（法第 56 条第 1 項第 1 号の規定による道路斜線制限等）に抵触することとなる場合があります。このような場合には、道路位置指定を受けることができません。

◇ 申請にあたっての築造主の注意事項

法の規定に違反しない場合であっても、法上の道路が新たに形成されることで、当該道路に接すこととなる既存の土地に利用上の制限が加わることには変わりありません。
したがって、築造主は、後にトラブルに発展することを避けるため、当該土地の所有者に対し、道路位置指定により生じる土地利用上の制限について説明の上、指定申請の内容に承諾を得るようにしてください。

3) その他関係法令

その他関係法令に基づき、申請地及び隣接する土地に別途手続きが必要となる場合があります（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成工事許可、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく占用許可 等）。道路位置指定申請の受付は、これら関係法令に係る調整が完了した後に行います。

イ 技術基準への適合性

道路位置指定を受けるには、道路の幅員、形状等について一定の基準に適合する必要があります（「第3章 技術基準」参照）。

ウ 関係機関との調整について

道路の建築計画に関して、各市町で条例等を定めている場合がありますので、京都府との事前協議と併せて、申請地の市町と十分に協議を行ってください。

◇ 市町村窓口一覧

申請地	窓 口	連絡先
福知山市	土木建設部 都市計画課 計画指導係	TEL 0773-24-7051
舞鶴市	建設部 都市計画課	TEL 0773-66-1048
綾部市	都市計画課都市計画担当	TEL 0773-42-4285
宮津市	建設部 都市住宅課 まち景観係	TEL 0772-45-1630
亀岡市	まちづくり推進部 都市計画課	TEL 0771-25-5047
城陽市*	まちづくり活性部 都市政策課 開発指導係	TEL 0774-56-4067
向日市	建設産業部 都市計画課	TEL 075-931-1111
長岡京市	建設交通部 都市計画課 開発指導係	TEL 075-955-9715
八幡市	都市整備部 都市整備課	TEL 075-983-1111
京田辺市	建設部 開発指導課 建築指導係	TEL 0774-64-1348
京丹後市	建設部 都市計画・建築住宅課	TEL 0772-69-0530
南丹市	土木建築部 都市計画課	TEL 0771-68-0052
木津川市	建設部 都市計画課	TEL 0774-75-1222
大山崎町	環境事業部 建設課 都市計画係	TEL 075-956-2101
久御山町	都市整備課 都市計画係	TEL 075-631-9961
井手町	建設課	TEL 0774-82-6167
宇治田原町	建設事業部 建設環境課	TEL 0774-88-6637
精華町*	事業部 都市整備課	TEL 0774-95-1902
京丹波町	土木建築課	TEL 0771-82-3806
与謝野町	建設課	TEL 0772-43-9014

* 令第144条の4第2項の規定により、条例による基準を定めている市町（平成29年4月時点）

3 申請手続き

(1) 申請に必要な図書（省令第9条、細則第17条）

申請は、事前協議及び関係法令に基づく許認可等の手続きが終了した後に行ってください。下表に掲げる図書について、正本、副本及び写し各1部（注2）を、事前協議を行った土木事務所の窓口へ提出してください。なお、書類の綴り順は、原則として下表に示すとおりとしてください。

（注2）申請の内容により、写し2部の提出が必要となる場合があります。必要部数は、事前協議の際、申請先の土木事務所に確認してください。

綴り順	図書名	正本	副本	対象又は明示すべき事項
1	申請書(第15号様式)	○	○	
2	委任状	原本	写し	※ 代理人によって申請を行う場合に限る。
3	附近見取図	○	○	方位、道路及び目標となる地物
4	地籍図		○	方位、縮尺、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及び土地等の権利者（土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者をいう。以下同じ。）の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他地形上特記すべき事項
5	承諾書 (参考様式第1、参考様式第2又は参考様式第3*) ※参考様式第3は、行政への承諾書交付申請書	原本	写し	①道路となる土地の所有者 ②道路となる土地等の権利者 ③道の基準適合管理者（当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいう。以下同じ。） ④道路を接続させる既存道路の管理者 ⑤排水についての水利権者
6	承諾書 又は調整経過書	原本	写し	道路に接する土地の所有者
7	印鑑登録証明書	原本	写し	①道路となる土地の所有者 ②道路となる土地等の権利者 ※ 押印日前3月以内に交付を受けたものに限る。
8	関係法令に基づく許可書等	写し	写し	水路敷占用許可書、宅地造成に関する工事の許可書、風致地区内現状変更許可書、農地転用受理通知書等
9	登記事項証明書	原本	写し	①道路となる土地、②道路に接することとなる土地、③道路となる土地にある建築物 ※ 申請書受付前3月以内に交付を受けたものに限る。
10	平面図	○	○	方位、縮尺、各道路の幅員及び延長、道路延長の合計、

	(縮尺 1/500 以上)			道路及び宅地の面積及び総面積、道路の勾配、道路と宅地との高低差、側溝及び擁壁等の位置、隅切寸法、側溝の排水方向並びに宅地の区画割
11	横断面図 及び縦断面図 (縮尺 1/500 以上)	○	○	現地盤及び計画地盤面、切土・盛土の別、道路の幅員又は延長及び勾配、計画地盤高、崖及び擁壁の位置及び形状
12	隅切、側溝、擁壁等 詳細図 (縮尺 1/50 以上)	○	○	側溝の形状及び各寸法（内法幅、深さ、厚さ等） 隅切建築平面及び寸法 擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込コンクリートの品質及び寸法、透水層の位置及び寸法、止水コンクリートの位置、水抜穴の位置・材料及び内径寸法、基礎構造の種類及び寸法
13	排水計画平面図 (縮尺 1/500 以上)	○	○	方位、縮尺、排水区域の区域界、排水施設の位置・種類・内法寸法及び流れの方向、放流先水路までの形状及び寸法、流量及びその算出方法
14	官民有地境界確定図	○	○	※ 道路、河川等の官民界の明示を必要とする場合に限る。
15	公 図	写し	写し	
16	求積図	○	○	道路、宅地別面積、総面積
17	現況写真及び 撮影方向図	○	○	
18	その他	○	○	

(2) 申請書類の作成要領

図 書 名	作成にあたっての注意事項等
申請書（第 15 号様式）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4 欄「道路の敷地となる土地の地名地番」は、登記事項証明書に記載されている地名地番を略さず記入 ・ 10 欄「指定を受けようとする道路」の幅員が部分により異なる場合、各幅員の延長と合計延長を記入（隅切及び転回広場等で部分的に幅員の異なる場合は、別途記入は不要） ・ 申請手数料（5 万 1 千円。京都府収入証紙）を申請書表面余白又は裏面に貼付
委任状	<ul style="list-style-type: none"> ・ 任意の様式による
附近見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画図（縮尺 2,500 分の 1 程度）の複写等に申請道路の位置を記入
地籍図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定を受けようとする道路の位置を赤線で明示 ・ 登記事項証明書の綴り順に各地籍へ付番
承諾書	<ul style="list-style-type: none"> ・ ①道路となる土地の所有者、②道路となる土地等の権利者、④道路を接

	<p>続させる既存道路の管理者及び⑤排水についての水利権者について、登記事項証明書に記載されている者の承諾書を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利者の印は実印（印鑑登録証明書と同一のもの）による ・③道の基準適合管理者については、印鑑登録証明書の添付は不要 ・④及び⑤は国又は地方公共団体が管理している場合、府から当該管理者への意見照会の回答文により代替可（申請前に承諾の意向を得られるよう当該管理者と要調整）
承諾書又は調整経過書	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に接する土地の所有者について、登記事項証明書に記載されている者の承諾書を添付 ・印鑑登録証明書の添付は不要 ・承諾書を添付できない場合は、添付できない理由及び過去の交渉経過について説明した調整経過書を添付
印鑑登録証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・①道路となる土地の所有者及び②道路となる土地等の権利者について、承諾書への押印日前3月以内に交付を受けたものを添付 ・権利者が法人である場合は、印鑑証明書を添付
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・①道路となる土地、②道路と接することとなる土地及び③道路となる土地にある建築物について、申請日前3月以内に交付を受けたものを添付

◇申請書の記入例

第15号様式（第17条関係）

指 定
道路の位置の 指定変更 申請書
指 定
指定取消

建築基準法施行細則第17条第1項の規定により、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の
指 定
指 定変更 を申請します。
指 定取消

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

令和元年7月1日

●●土木事務所長 様

申請者氏名 京都 太郎
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 築 造 主	(1) 氏 名	京都 太郎		
	(2) 住 所	〒 123 - 4567 京都府●●市●●町123-4		
	(3) 電 話 番 号	075 - 123 - 4567		
2 設 計 者	(1) 資 格	(一級)建築士 (大臣)登録第 123456 号		
	(2) 氏 名	京都 花子		
	(3) 建築士事務所名	(一級)建築士事務所 (京都府)知事登録第 12345 号 ●●事務所		
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所	〒 234 - 5678 京都府●●市●●町234-5		
	(5) 電 話 番 号	075 - 234 - 5678		
3 工 事 施 工 者	(1) 氏 名	代表取締役 京都 花太郎		
	(2) 営 業 所 名	建設業の許可 (京都府知事登録(般-12)) 第 345678 号 ●●		
	(3) 営業所の所在地	〒 345 - 6789 京都府●●市●●町345-6		
	(4) 電 話 番 号	075 - 345 - 6789		
4 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番		京都府●●市●●町456-7		
5 用 途 地 域 等	第一種住居地域		6 防 火 地 域	□ 防 火 地 域 □ 準防火地域 <input checked="" type="checkbox"/> 指 定 な し
8 都市計画道路	有 ● 無		9 土 地 区 画 整 理 地 区 名	●●土地区画整理地区
10 指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路	幅 員	延 長	合 計	11 明 示 方 法
	6.0 m	33.2 m	総延長 44.4 m	12 その他の必要な事項 道路面積 249.3m ² 宅地面積 239.8m ² 総面積 489.1m ²
	7.0 m	11.2 m		
13 工事着手予定年月日	令和元年10月1日		14 工事完了予定年月日	令和2年3月1日

- 注 1 申請書の名称及び本文は、「指定」、「
2 築造主の数が2以上のときは、1の欄は
れ必要な事項を記入した書面を添付してく
3 2の欄は、指定を受け、又は変更し、若
てください。
4 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
5 6の欄は、該当する□(道路の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□)にレ印を付けてください。
6 7の欄は、6の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区(道路の敷地が2以上の区域等にわたる
ときは、該当するそれぞれの区域等)を記入してください。
7 8の欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 異なる幅員ごとに、その延長を記入
(小数第2位を四捨五入)
- ものを抹消してください。
として他の築造主についてそれぞ
面を作成した者について記入し

4 施工及び工事完了報告

(1) 工事着手

書類審査の結果、指定基準に適合することが認められた場合、着工指示書の交付を受け、指定を受けようとする道の築造工事に着手することができます。施工にあたっては、次に掲げる事項に注意してください。

◇ 施工にあたっての築造主又は工事施工者の注意事項

- ・工事に伴う土砂諸資材等の搬入出のため常時使用する道路については、予めそれぞれの所轄の道路管理者に連絡し、損傷を与えた場合は管理者の指示に従い補修すること。
- ・私有民有地等においても、工事に伴う車両の運行の必要があるときは、その土地の所有者の承諾を得ること。
- ・施工により、利害関係者との間に紛争を生じないよう注意するとともに、もし第三者に損害を与えたときは、築造主又は工事施工者においてその解決を図ること。

◇ 施工中の計画変更の取扱い

指定前において築造計画に変更が生じた場合（工事完了検査により築造計画の変更指示を受けた場合を含む。）、取り下げ届（別記様式第1）を提出後に改めて申請を行うことにより、申請内容と現場に相違がないようにしてください。ただし、計画変更の内容が道路と関係しない構造物の変更等、軽微な内容であれば図面の修正又は追加で対応できる場合がありますので、事前に協議を行ってください。

◇ 権利者が変更した場合の取扱い

指定前において申請時と異なる権利者が生じている場合は、新たな権利者の承諾書（正本1通、副本1通及び写し1通又は2通）を追加して提出してください。また、当該権利者が道路となる土地の所有者又は道路となる土地等の権利者である場合は、当該権利者の印鑑登録証明書（正本1通、副本1通及び写し1通又は2通）を追加して提出してください。

(2) 地目の変更

道路位置指定の申請に係る土地のうち、道路となる部分は、地目を「公衆用道路」に変更の上、変更後の登記事項証明書（正本1通、副本1通及び写し1通又は2通）を工事完了報告時に改めて提出してください。

(3) 土地の分筆

道路となる部分とその他の部分について土地の分筆を行い、分筆後の登記事項証明書、公図の写し及び地積測量図（それぞれ正本1通、副本1通及び写し1通又は2通）を工事完了報告時に改めて提出してください。

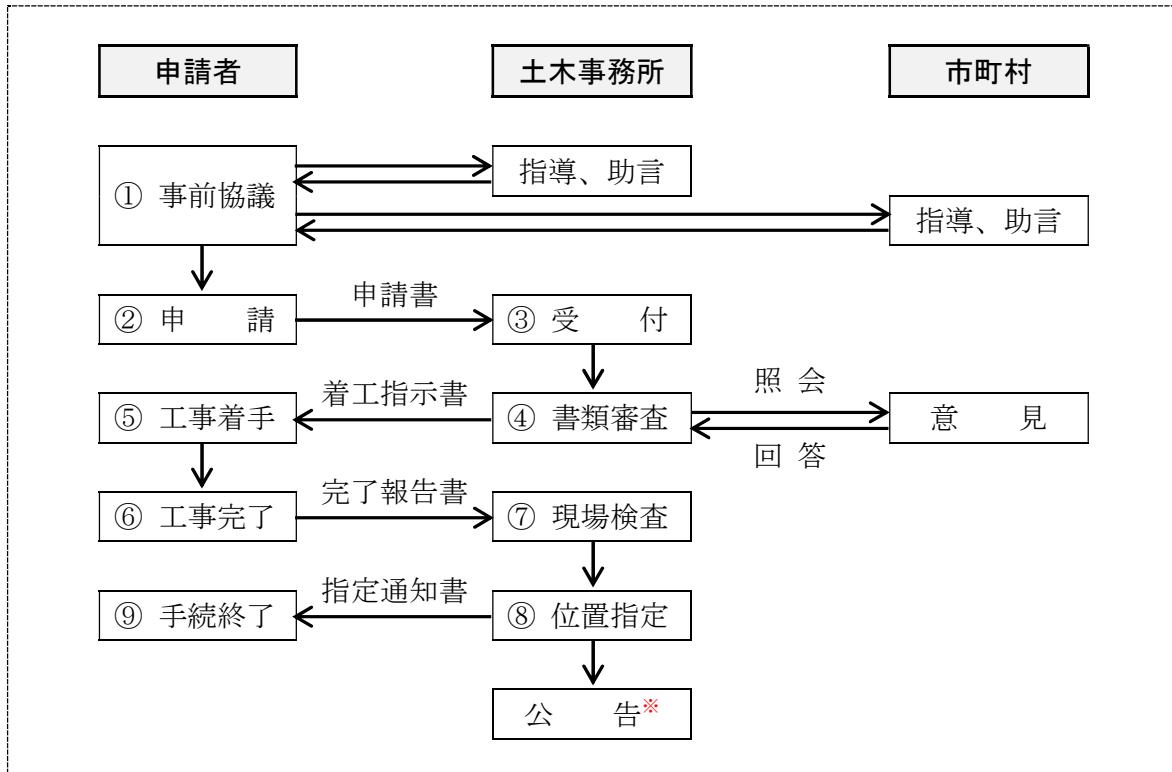
(4) 工事完了報告

指定を受けようとする道の築造工事が完了したときは、工事完了報告書（別記様式第2）及び申請書等の副本を提出してください。

現場検査の結果、申請書等のとおり工事が完了していることが認められた場合、道路位置指定を受けることができます。

現場が申請書等と相違しており、かつ、指定基準を満たしていない場合は、是正指示を受けることとなります。是正指示に従わない場合、道路位置指定を受けることはできません。

5 申請フロー図



* 公告の内容は、京都府公報で確認できます。

指定後約一年間は、京都府ホームページからも公報の閲覧が可能です。

第2章 道路位置指定の変更又は取消し

1 変更申請等手続き

(1) 変更申請等の対象となる行為

位置の指定を受けた道路の形状等を変更しようとする場合は、原則として、道路位置指定の変更申請手続きが必要になります。ただし、変更の内容に応じて、下表のとおり変更申請以外の手続きが必要となる場合があります。

なお、道路に接する建築物の敷地の接道要件等、法の諸規定に抵触する変更はできません。

下表に掲げるもの以外の変更については、所管の土木事務所に手続きの方法を個別に確認してください。

必要な手続き		変更の内容
ア	変更申請	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の幅員を変更する場合 ・道路の一部を廃止する場合 ・転回広場の新設等、新たに道路となる土地を生じさせる場合（注3）
イ	協議書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる区域等における開発行為又は事業の工事による変更の場合 <ul style="list-style-type: none"> 1)都市計画法第29条第1項の規定による開発許可を受けた開発区域 2)都市計画法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内 3)都市再開発法（昭和44年法律第38号）による市街地再開発事業の施行地区内 4)土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業施行地区内
ウ	手続不要	<ul style="list-style-type: none"> ・権利関係のみを変更する場合 ・道路法による道路となる場合

（注3） 道路を延長する場合は、変更申請ではなく新規の道路位置指定として取り扱います。

(2) 変更申請等の手続き

ア 変更申請

変更申請に必要な書類及び手続きの流れは、道路位置指定の申請を行う場合と原則として同様です（「第1章 道路の位置の指定」又は「3 変更及び取消しに係る申請フロー図」参照）。ただし、申請に必要な図書のうち、次に示す書類は、道路位置指定の申請を行う場合と取扱いが異なるため、注意してください。

（ア） 承諾書

承諾を得る対象は、変更により新たに道路となる（又は道路でなくなる）部分の土地の所有者、土地等の権利者及び道の基準適合管理者に限ります。

（イ） 承諾書又は調整経過書

承諾を得る対象は、変更により道路となる（又は道路でなくなる）部分の土地に接する土地の所有者に限ります。

なお、道路の一部の廃止によって、その廃止しようとする道路部分に接する「土地」が接道要件を満たさないこととなる場合、当該道路部分に接する土地の所有者の承諾に係る書類は必ず承諾書によらなければならず、調整経過書により代替することはできません。また、

道路の一部の廃止によって、その廃止しようとする道路部分に接する「建築物の敷地」が法第43条第1項の規定に抵触することとなる場合、道路の変更を行うことはできません。

イ 協議書の提出

当該事業等の事業者は、道路位置指定変更に関する協議書（別記様式第3）2通を、窓口（土木事務所）へ提出してください。この場合、変更申請は必要ありません。

2 取消し申請手続き

(1) 取消し申請等の対象となる行為

位置の指定を受けた道路の全部を廃止しようとするときは、原則として、道路の位置の指定取消し申請手続きが必要になります。ただし、取消しの内容に応じて、下表のとおり取消し申請以外の手続きが必要となる場合があります。

なお、道路に接する建築物の敷地の接道要件等、法の諸規定に抵触する取消しはできません。また、上下水道、ガス管等が埋設されている道路を廃止する場合は、これらの維持管理上支障がない対策が講じられている必要があります。

必要な手続き		取消しの内容
ア	取消し申請	・道路の全部を廃止する場合 ^(注4)
イ	協議書の提出	<ul style="list-style-type: none"> ・次に掲げる区域等における開発行為又は事業の工事による廃止 <ul style="list-style-type: none"> 1)都市計画法第29条第1項の開発許可を受けた開発区域 2)都市計画法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内 3)都市再開発法による市街地再開発事業の施行地区内 4)土地区画整理法による土地区画整理事業施行地区内

(注4) 道路の一部を廃止する場合は、取消し申請ではなく変更申請として取り扱います。

(2) 取消し申請等の手続

ア 取消し申請

取消し申請に必要な書類及び手続の流れは、道路位置指定の申請を行う場合と原則として同様です（「第1章 道路の位置の指定」又は「3 変更及び取消しに係る申請フロー図」参照）。ただし、申請に必要な図書のうち、次に示す書類は、道路位置指定の申請を行う場合と取扱いが異なるため、注意してください。

(ア) 承諾書

承諾を得る対象は、道路となっている土地の所有者、土地等の権利者及び道の基準適合管理者に限ります。

(イ) 承諾書又は調整経過書

承諾を得る対象は、廃止される道路に接する土地の所有者です。

なお、道路の廃止によって、その道路に接する「土地」が接道要件を満たさないこととなる場合、道路に接する土地の所有者の承諾に係る書類は必ず承諾書によらなければならず、

調整経過書により代替することはできません。また、道路の廃止によって、その道路に接する「建築物の敷地」が法第43条第1項の規定に抵触することとなる場合、道路の廃止を行うことはできません。

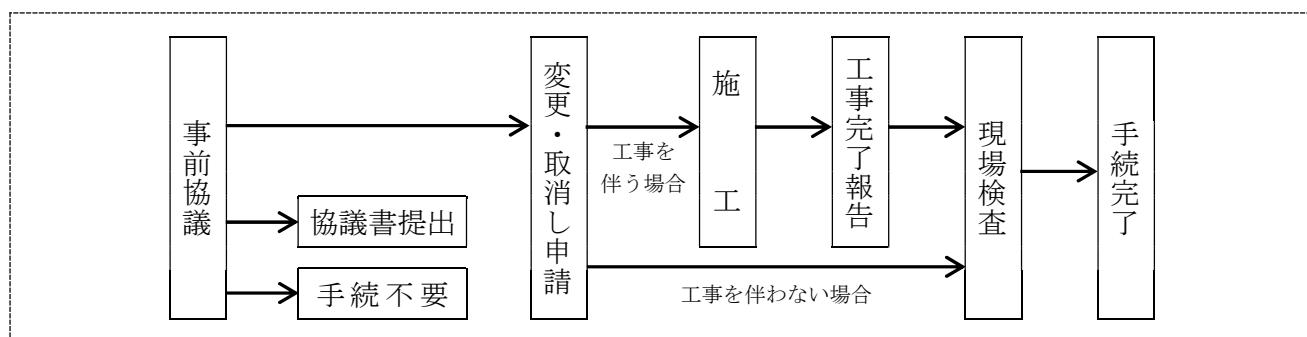
(ウ) 道路の位置の指定取消し後の土地利用計画図

道路に接していた敷地の形状及び指定取消し後の道路部分の形状を明記の上、添付してください。

イ 協議書の提出

当該事業等の事業者は、道路の位置の指定取消に関する協議書（別記様式第3）2通を、窓口（土木事務所）へ提出してください。この場合、取消し申請は必要ありません。

3 変更及び取消しに係る申請フロー図



第3章 技術基準

位置の指定を受けようとする道は、以下に示す技術基準に適合していなければなりません。ただし、市町が条例により異なる基準を定めている場合は、そちらに従ってください。

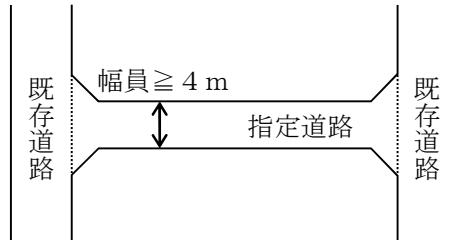
1 他の道路への接続（令第144条の4第1項第1号）

(道に関する基準)

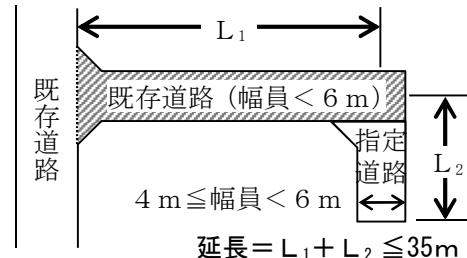
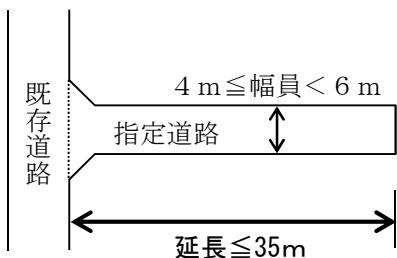
第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。

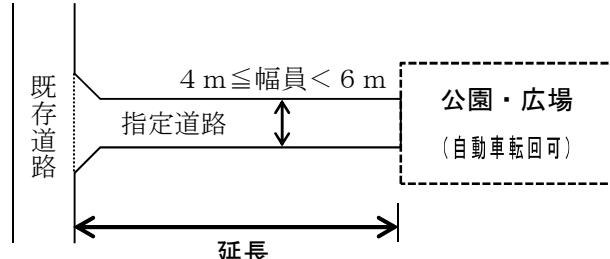
ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路(法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。)とすることができる。



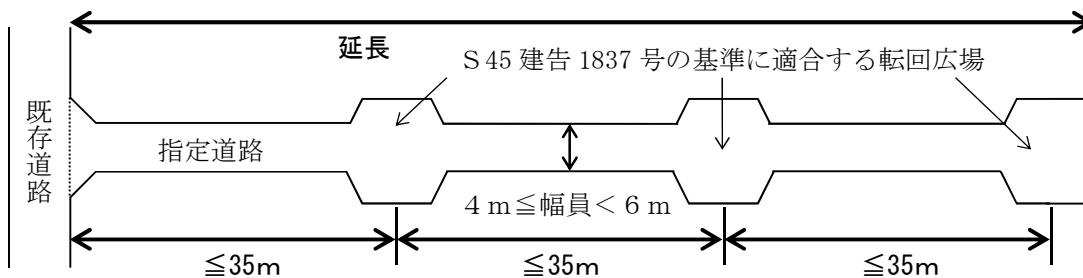
イ 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあつては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35m以下の場合



ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

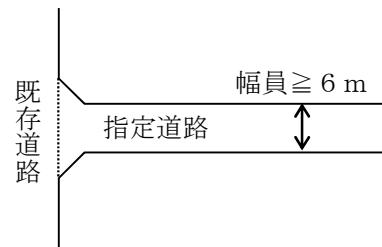


ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合



二 幅員が6m以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合



◇ 幅員及び延長の計測方法

- ・道路の幅員には、側溝は含みますが、法敷及び水路は含みません。
- ・幅員は、道路形状の中心線に対して直角に計測します（道路の終端の形状が直角でなく、必要な幅員を有していない部分が生じる場合、当該部分は位置の指定を受けることはできません）。
- ・延長は、道路形状の中心線により計測します。

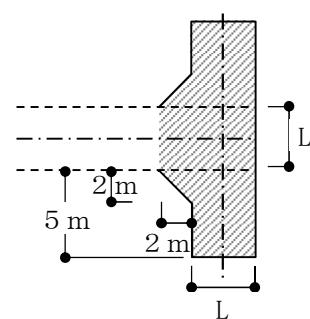
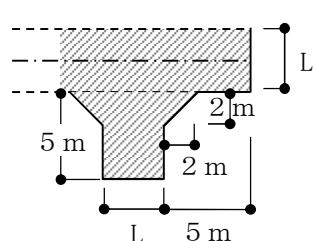
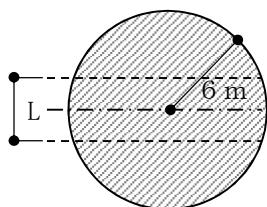
◇ 転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）

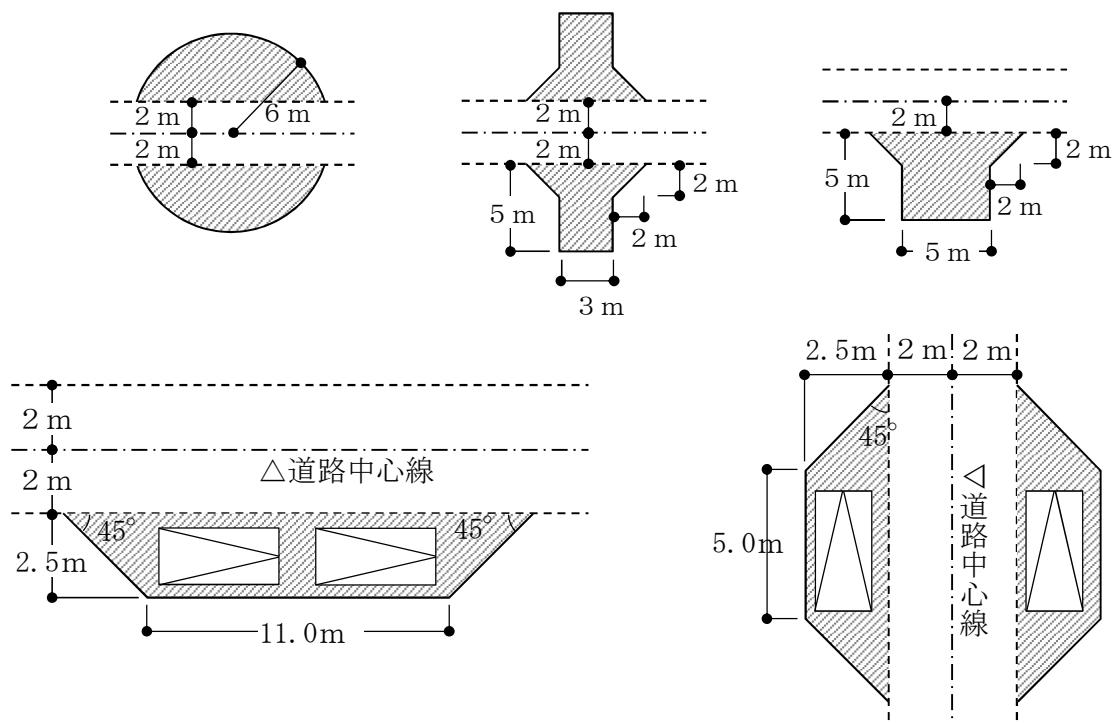
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 道の中心線からの水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車（道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。）のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

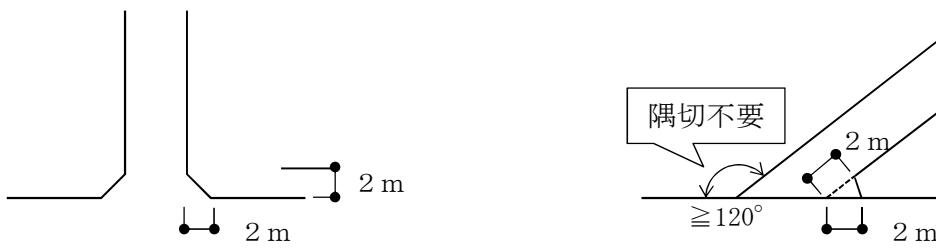
► 転回広場の例

終 端



終端以外**2 隅 切 (令第 144 条の 4 第 1 項第 2 号)**

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場所を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

**◇ ただし書の取扱いについて****片側隅切の取扱い**

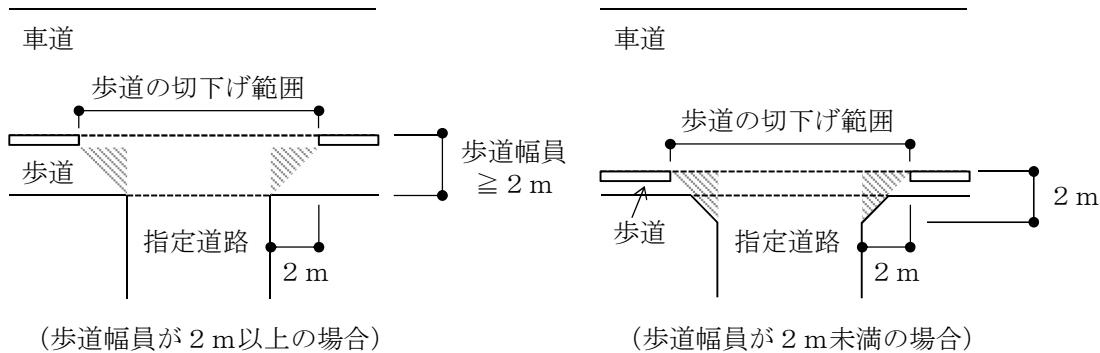
次に掲げる理由により隅切を設けることが困難な場合は、片側隅切にできる場合があります。ただし、有効な隅切の長さの確保、カーブミラーの設置等、安全上の措置を行う必要があります。

- 1) 築造する道が、河川、水路等に接する場合でこれに交差する道路の橋梁、欄干等により隅切を設けることができないとき。
- 2) その他隅切を設けることが著しく困難と認められるとき。

既存道路が歩道を有する場合の取扱い

接続先の道路が歩道を有する場合は、当該歩道内を含めて辺長 $2\text{m} \times 2\text{m}$ の隅切が確保されていればよいものとします。

▶ 歩道を有する既存道路に接続する場合



3 舗装（令第144条の4第1項第3号）

三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。

◇ 横断勾配の目安

路面の種別	横断勾配（標準値）
セメントコンクリート舗装	1.5~2.0%
アスファルトコンクリート舗装	1.5~2.0%
その他の路面	3.0~5.0%
歩道又は自転車道	2.0%

4 勾配（令第144条の4第1項第4号）

四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。

◇ ただし書の取扱いについて

地形等によりやむを得ず階段状に築造する場合は、次に掲げる事項を考慮してください。

- 1) 階段の高さは2m以下とし、設置する箇所は1箇所以内とすること。
- 2) 階段の幅は道の幅員と同一とし、蹴上げ寸法は15cm以下、踏面寸法は30cm以上とし、それぞれ均一とすること。

5 側溝及び街渠（令第144条の4第1項第5号）

五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。

道路の両側には、原則としてコンクリート製U字型側溝を設けてください。

ただし、築造しようとする道路に接して河川水路等があり、これらに建築物、敷地等の排水を放流することができるとき又はその他敷地の状況等により排水について支障がないと認められるときは、道路の側溝は築造しないことができます。

なお、敷地の排水に支障がなく、路面の排水のみに供する場合は、L字型側溝とすることができます。

第4章 関係法令

建築基準法（抄）

[昭和25年法律第201号]

(道路の定義)

第42条 この章の規定において「道路」とは、次の各号の一に該当する幅員4m(特定行政庁がその地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認めて都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域内においては、6m。次項及び第3項において同じ。)以上のもの(地下におけるものを除く。)をいう。

一～四 (略)

五 土地を建築物の敷地として利用するため、道路法、都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法、新都市基盤整備法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法又は密集市街地整備法によらないで築造する政令で定める基準に適合する道で、これを築造しようとする者が特定行政庁からその位置の指定を受けたもの

2～6 (略)

建築基準法施行令（抄）

[昭和25年政令第338号]

(道に関する基準)

第144条の4 法第42条第1項第5号の規定により政令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 両端が他の道路に接続したものであること。ただし、次のイからホまでのいずれかに該当する場合においては、袋路状道路(法第43条第3項第5号に規定する袋路状道路をいう。以下この条において同じ。)とができる。

イ 延長(既存の幅員6m未満の袋路状道路に接続する道にあっては、当該袋路状道路が他の道路に接続するまでの部分の延長を含む。ハにおいて同じ。)が35m以下の場合

ロ 終端が公園、広場その他これらに類するもので自動車の転回に支障がないものに接続している場合

ハ 延長が35mを超える場合で、終端及び区間35m以内ごとに国土交通大臣の定める基準に適合する自動車の転回広場が設けられている場合

ニ 幅員が6m以上の場合

ホ イからニまでに準ずる場合で、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合

二 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所(交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。)は、角地の隅角をはさむ辺の長さ2mの二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けたものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況によりやむを得ないと認め、又はその必要がないと認めた場合においては、この限りでない。

- 三 砂利敷その他ぬかるみとならない構造であること。
- 四 縦断勾配が12%以下であり、かつ、階段状でないものであること。ただし、特定行政庁が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障がないと認めた場合においては、この限りでない。
- 五 道及びこれに接する敷地内の排水に必要な側溝、街渠その他の施設を設けたものであること。
- 2 地方公共団体は、その地方の気候若しくは風土の特殊性又は土地の状況により必要と認める場合においては、条例で、区域を限り、前項各号に掲げる基準と異なる基準を定めることができる。
- 3 地方公共団体は、前項の規定により第1項各号に掲げる基準を緩和する場合においては、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得なければならない。

建築基準法施行規則（抄）

[昭和25年建設省令第40号]

(道路の位置の指定の申請)

第9条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、申請書正副2通に、それぞれ次の表に掲げる図面及び指定を受けようとする道路の敷地となる土地(以下この条において「土地」という。)の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者の承諾書を添えて特定行政庁に提出するものとする。

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路及び目標となる地物
地籍図	縮尺、方位、指定を受けようとする道路の位置、延長及び幅員、土地の境界、地番、地目、土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の氏名、土地内にある建築物、工作物、道路及び水路の位置並びに土地の高低その他形上特記すべき事項

(指定道路等の公告及び通知)

第10条 特定行政庁は、法第42条第1項第4号若しくは第5号、第2項若しくは第4項又は法第68条の7第1項の規定による指定をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- 一 指定に係る道路(以下この項及び次条において「指定道路」という。)の種類
 - 二 指定の年月日
 - 三 指定道路の位置
 - 四 指定道路の延長及び幅員
- 2 (略)
- 3 特定行政庁は、前条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、速やかに、その旨を申請者に通知するものとする。

(指定道路図及び指定道路調書)

第10条の2 特定行政庁は、指定道路に関する図面(以下この条及び第11条の4第1項第7号において「指定道路図」という。)及び調書(以下この条及び第11条の4第1項第8号において「指定道路調書」という。)を作成し、これらを保存するときは、次の各号に定めるところによるものとする。

- 一 指定道路図は、少なくとも指定道路の種類及び位置を、付近の地形及び方位を表示した縮尺2,500分の1以上の平面図に記載して作成すること。この場合において、できる限り一葉の図面に表示すること。
- 二 指定道路調書は、指定道路ごとに作成すること。
- 三 指定道路調書には、少なくとも前条第1項各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記第42号の24様式とすること。
- 四 特定行政庁は、第9条の申請に基づいて道路の位置を指定した場合においては、申請者の氏名を指定道路調書に記載すること。
- 五 (略)
- 2 指定道路図又は指定道路調書に記載すべき事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ特定行政庁において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつてそれぞれ指定道路図又は指定道路調書への記載に代えることができる。

建設省告示

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第144条の4第1項第一号ハの規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。

[昭和45年12月28日 建設省告示第1837号]

[改正 平成12年12月26日 建設省告示第2465号]

道に設ける自動車の転回広場に関する基準を定める件

- 一 道の中心線からの水平距離が2メートルをこえる区域内において小型四輪自動車(道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)別表第1に規定する小型自動車で四輪のものをいう。次号において同じ。)のうち最大なものが2台以上停車することができるものであること。
- 二 小型四輪自動車のうち最大なものが転回できる形状のものであること。

建築基準法施行細則(抄)

[昭和36年9月1日京都府規則第27号]

(道路の位置の指定の申請等)

- 第17条** 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定又は指定の変更若しくは取消しを受けようとする者は、別記第15号様式による申請書の正本及び副本を所長に提出しなければならない。
- 2 前項の規定により提出する申請書には、省令第9条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- (1) 方位、各道路の幅員及び延長、道路延長の合計、道路及び宅地の面積及び総面積、道路の勾配、道路と宅地との高低差、側溝及び擁壁等の位置、隅切寸法、側溝の排水方向並びに宅地の区画割を明示した縮尺500分の1以上の平面図
- (2) 縮尺500分の1以上の横断面図及び縦断面図
- (3) 側溝、隅切り及び擁壁等の詳細を明示した縮尺50分の1以上の図面
- (4) 道路となる土地及び道路に接することとなる土地の登記事項証明書（申請書受付日前3月以内に交付を受けたものに限る。）
- (5) 道路となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者の印鑑登録証明書
- (6) 道路を接続させる既存道路の管理者の承諾書及び排水についての水利権者の承諾書
- (7) 関係法令に基づく許可書等の写し
- (8) その他知事が特に必要があると認める図書

3 省令第10条の規定は、第1項の申請に基づいて道路の位置の指定を変更し、又は取り消した場合について準用する。

建築基準法道路関係規定運用指針（抄）

[平成19年6月策定、平成21年1月改定]

II. 道路の定義

1. 法第42条第1項の規定に係る道路

(5) 5号道路

（略）

① 法第42条第1項第5号の規定に基づく指定

法第42条第1項第5号の規定に基づく指定は、道路の築造前に指定をすることは可能であるが、未だ築造されていない道の位置を指定した場合には、築造が完了されるまでに、種々のトラブルが発生したり、築造されぬまま放置されたりすることが予想されるため、築造が完了し、道路としての形態が整ってから指定するべきである。

また、同号の指定については、令第144条の4に規定する基準を適正に運用し、都市計画法による開発許可制度の運用と併せて秩序ある市街地の形成に努められたい。

（略）

③ その他

法第42条第1項第5号の規定に基づく指定の申請手続については、法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「施行規則」という。）第9条に定められているとおり、申請書の他添付書類として、付近見取図、地籍図、指定を受けようとする道路の敷地となる土地の所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）の承諾書が必要である。

既に位置の指定をした道路に接続して位置の指定をする場合、施行規則第9条に基づく土地所有者等の承諾書の添付は、追加指定部分の土地所有者等のみで、既指定部分の土地所有者等の承諾書は新たに添付する必要はない。

また、指定基準への適合は既指定部分を含め路線全体で判断するものとする。

(略)

施行規則第9条に基づく申請は、河川管理者、港湾管理者等の国や都道府県等による申請も可能であるので申し添える。

4. 道路情報の適正管理

(2) 指定道路の指定・取消しに係る手続

特定行政庁は、指定道路を指定した場合においては、速やかに、指定道路の種類、指定の年月日、指定道路の位置並びに指定道路の延長及び幅員を公告しなければならない。

(略)

したがって、特定行政庁は、一定の区域を限り、指定要件を示して一括指定を行うことはできず、指定道路の位置を特定した上で、指定を行わなければならない。

法令に指定の取消しに係る規定はないが、特定行政庁が指定道路の全部又は一部について指定の取消しを行うことは可能であり、その場合の手続は、原則として、指定の手続に準ずる。この場合、指定の取消しは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当しないため、同法に基づく意見陳述のための手続（聴聞、弁明の機会の付与）は不要である。

指定の取消しが可能となる場合としては、指定道路の全部が1号道路となった場合等、指定の意義が実質的に失われている場合が該当する。また、道路が成立する前提である道の築造が指定後に行われない場合等、現に指定の基準に適合している道がない場合も該当する。

なお、5号道路は、その指定は申請に基づくが、上記のような場合における指定の取消しは申請によらないことが可能である。

第5章 申請関係様式

第15号様式（第17条関係）

道路の位置の	指 定	申 請 書
	指定変更	
	指定取消	

建築基準法施行細則第17条第1項の規定により、建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の
 指定を申請します。
 指定変更
 指定取消

この申請書及び添付図書の記載事項は、事実に相違ありません。

年 月 日

土木事務所長

申請者氏名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

1 築 造 主	(1) 氏 名					
	(2) 住 所		〒 —			
	(3) 電 話 番 号					
2 設 計 者	(1) 資 格		() 建築士 () 登録第 号			
	(2) 氏 名					
	(3) 建築士事務所名		() 建築士事務所 () 知事登録第 号			
	(4) 建築士事務所の所在地又は設計者の住所		〒 —			
	(5) 電 話 番 号					
3 工 事 施 工 者	(1) 氏 名					
	(2) 営 業 所 名		建設業の許可 () 第 号			
	(3) 営業所の所在地		〒 —			
	(4) 電 話 番 号					
4 指定を受けようとする道路の敷地となる土地の地名地番						
5 用 途 地 域 等		6 防 火 地 域		<input type="checkbox"/> 防 火 地 域	7 その他の区域、地域、地区又は街区	
8 都市計画道路		9 土 地 区 画 整 理 地 区 名				
10 指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路	幅 員	延 長	合 計	11 明 示 方 法	型側溝による。	
	m	m	総延長 m	12 その他必要な事項		
13 工事着手予定年月日		14 工事完了予定年月日				

- 注 1 申請書の名称及び本文は、「指定」、「指定変更」又は「指定取消」のうち不要のものを抹消してください。
 2 築造主の数が2以上のときは、1の欄は、代表となる築造主について記入し、別紙として他の築造主についてそれぞれ必要な事項を記入した書面を添付してください。
 3 2の欄は、指定を受け、又は変更し、若しくは指定の取消しをしようとする道路の図面を作成した者について記入してください。
 4 2の(3)の欄は、設計者が建築士事務所に属している場合にのみ記入してください。
 5 6の欄は、該当する□（道路の敷地が2以上の区分にわたるときは、該当する全ての□）にレ印を付けてください。
 6 7の欄は、6の欄に掲げる地域以外で、該当する区域、地域、地区又は街区（道路の敷地が2以上の区域等にわたるときは、該当するそれぞれの区域等）を記入してください。
 7 8の欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記様式第1

指 定
道路の位置の指定変更 申請取り下げ届
指定取消

令和 年 月 日

京都府○○土木事務所長 様

建築主 住 所
氏 名
電話 番

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定（変更、取消）申請を取り下げますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 取り下げに係る申請の受付年月日及び番号

令和 年 月 日 第 号

2 取り下げに係る道又は道路の敷地の地名地番

3 取り下げの理由

別記様式第2

工事完了報告書

令和 年 月 日

京都府○○土木事務所長 様

報告者 住 所
氏 名

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定に関する工事が下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 工事完了年月日 令和 年 月 日

2 工事を完了した道の敷地の地名地番

※受付年月日番号	令和 年 月 日 第 号
※検査年月日	令和 年 月 日
※検査結果	合 否

註 ※印のある欄は記載しないこと。

別記様式第3

道路位置指定^{変更}_{取消}に関する協議書

令和 年 月 日

京都府○○土木事務所長 様

建築主 住所
氏名
電話番号

建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定変更（取消）に係る下記の事業の計画を立案しましたので、事前に検討をお願いします。

記

1 事業名及び適用法令

2 変更又は取消に係る既指定道路の指定年月日及び番号

令和 年 月 日 第 号

3 事業予定期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

(事業着手年月日に変更のあるときは、すみやかに連絡します。)

4 添付図書

(1) 事業位置図 1/5,000 ~ 1/2,500

(2) 位置指定道路付近平面図 1/300 ~ 1/200

参考様式第1

承諾書

道路の敷地の地名地番								
別添現況平面図に示す道について、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることに対して、下記の権利を有する者として、異議なく承諾します。 なお、第三者に下記の権利を移転する場合は、本承諾書の内容を譲受人に対し継承します。						申請者住所・氏名		
申請者 様								
地番	地目	種目	権利の内容	道の基準適合管理者	権利を有する者の住所・氏名		印	承諾の年月日
転写者住所・氏名								

注意

- 法務局備え付けの台帳を転写し、図画余白に転写法務局名、転写年月日及び上記欄に転写者住所・氏名を記載するものとする。
- 種目欄には、土地、住宅、広告塔等の権利の対象となる物件名を記入するとともに、同一物件に2以上の権利が設定されている場合は、権利別に記入する。
- 権利の内容欄は、所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権等の権利の別を記入する。
- 図面の大きさは、日本標準規格A列4又はA列3とする。
- 「道の基準適合管理者」とは、建築基準法施行規則第9条に規定する申請に係る道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するように管理する者をいう。当該承諾書に記載の権利者が、同規則の内容について承諾する場合は、当該承諾書（参考様式第1）を用いることとし、道の基準適合管理者の欄に○印を記入する。
- 道の基準適合管理者が当該承諾書の権利者と異なる場合は 参考様式第2を用いることができる。

参考様式第2

建築基準法施行規則第9条後段の規定による
道の基準適合管理者の承諾書

令和 年 月 日

(宛先) 申請者 又は 土木事務所長 様

住所

氏名

印

私は、下記の道において、建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることに対して、異議なく承諾します。

また、当該道を建築基準法施行令第144条の4第1項及び第2項に規定する基準に適合するよう適切に管理します。

なお、管理すべき者を変更する場合は、本承諾書の内容を当該管理者に対し承継します。

記

道の地名地番

注意

- 1 承諾者が法人である場合は、代表者の氏名を併せて記載するものとする。
- 2 承諾者が2者以上の場合は、住所及び氏名の欄は代表となる承諾者について記入し、別紙に他の承諾者について記入して添えるものとする。

参考様式第3

道路の位置の
指 定
指定変更
指定取消

の申請に係る承諾書の交付申請書

令和 年 月 日

施設管理者等の長等 様

申請者 住 所

氏 名

電話

番

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の
指 定
指定変更
指定取消 の申請を

するに当たり、建築基準法施行規則第9条の規定による承諾書の交付を下記のとおり
申請します。

記

1 申請に係る道の地名地番

2 申請先

京都府 ○○○土木事務所 建築住宅課

参考

当該交付申請書は、申請に係る道路の敷地となる土地に関して、建築基準法施行規則第9条に
規定する承諾を得る対象が行政の場合に用いることができる。